

四国電力株式会社
伊方発電所
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 伊方発電所の設備及び運転概要	2
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	3
(1)総合評価	3
(2)検査結果	5
(3)違反事項	13
5. 特記事項	14

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添参照)

自 平成29年 5月 8日(月)

至 平成29年 5月19日(金)

(2) 保安検査実施者

伊方原子力規制事務所

鶴園 和男

上杉 誠

新田 博美

山本 秀行

反町 幸之助

2. 伊方発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	56.6	昭和52年9月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年 9月 4日～) 施設定期検査期間 (平成23年 9月 4日～)
2号機	56.6	昭和57年3月	運転期間 (一) 停止期間 (平成24年 1月13日～) 施設定期検査期間 (平成24年 1月13日～)
3号機	89.0	平成6年12月	運転期間 (平成28年 8月15日～) 停止期間 (一) 施設定期検査期間 (一)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験の立会等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 保安に関する組織の変更管理に係る検査
- ② 調達管理の実施状況
- ③ 保安教育等の実施状況
- ④ 記録の管理の実施状況
- ⑤ 防火帯の管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「保安に関する組織の変更管理に係る検査」「調達管理の実施状況」「保安教育等の実施状況」「記録の管理の実施状況」及び「防火帯の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「保安に関する組織の変更管理に係る検査」では、平成29年3月及び4月に実施された保安組織の新設、統廃合及び3号機当直体制変更時の社内規定における責任の明確化、社内規定改正時の変更内容のレビュー及び要員確保等の体制の整備が適切に実施されていることを記録等により確認した。体制の整備については、既存の各業務量及び今後縮小が見込まれる業務量を算定し、各課の定員の見直しが行われ、必要な要員が配置されていることを記録等により確認した。責任の明確化については社内規定に明確に定められており、社内規定改正時の変更内容のレビューが安全運営委員会で適切に実施されていることを議事録等により確認した。組織変更後の各課の業務計画については、原子力本部の業務計画基本方針に基づく組織品質目標、個別品質目標に対し実施事項として計画されていること、今回の組織変更の効果については業務達成状況等を評価し、マネジメントレビューにインプットされる予定であることを記録等により確認した。

「調達管理の実施状況」に係る検査では、供給者の評価が適切に実施されていること、供給者の監査が適切に実施され、品質保証活動において支障となるような是正事項がなかったことを記録等により確認した。工事等の管理については「伊方3号機パワーセンタ4-3E盤内電気品取替工事」他4件を抜き取りで選定し、契約、工程管理、検収が適切に実施されていることを記録等により確認した。供給者とのコミュニケーションについては、毎日のスクリーニング会議、作業指示書の承認時、定期検査期間中の日間工程会議等において、情報共有及び業務改善活動が実施されていることを記録等により確認した。また、他事業者発電所における工事用大型クレーンの転倒事象への対応については、クレーン作業の危険防止措置が「構内安全統一ルール」に規定されていること、6月中に対策を追加し改正する予定であることを聴取により確認した。

「保安教育等の実施状況」に係る検査では、運転管理、保守管理等の保安業務に従事する要員に対する教育、重大事故等発生時の対応要員に対する教育、所員及び協力会社従業員に対する保安教育に関する各社内規定が適切に改正されていることを記録等により確認した。

保守管理や運転管理に従事する要員の教育については年度計画に基づき教育が実施され、技能認定条件が整った時点で、保守統括課長や発電部長が認定していることを

確認した。技能認定級毎の取得状況を保守管理、運転管理、原子燃料管理、放射線・化学管理の業務について確認し、現在保有している技能認定者の人数が最低必要人数を満たしていることを記録等により確認した。

重大事故等および大規模損壊等発生時の対応要員に対する教育では、平成28年度の緊急時対応教育訓練については「緊急時対応内規」等に従い必要な対象者に教育訓練が実施され、教育訓練項目が全て終了されていること、教育の有効性評価が行われていることを記録等により確認した。また、連絡責任者、水源確保班、電源確保班、配管接続班等の力量維持者については訓練計画課にて管理され、運転員については発電課により管理されていることを記録等により確認した。

所員及び協力会社従業員に対する保安教育については、所長承認を受けた実施計画に基づき各教育実施責任者(各課長等)により実施されていること、実施結果が人材育成課長によりとりまとめられ所長に報告されていることを記録等により確認した。

「記録の管理の実施状況」に係る検査では、記録の管理又は保存に係る社内規定が適切に改正され、改正された社内規定に基づき記録の管理が適切に実施されていることを記録等により確認した。特に年度が改まったことに伴い保管期限を満了した記録の管理及び資料センター等に移管した記録の管理が、社内規定に基づき適切に実施されていることを現場確認等により確認した。

「防火帯の管理の実施状況(抜き打ち検査)」に係る検査では、防火帯の維持・管理に係る社内規定が適切に改正されていることを記録等により確認した。防火帯の状況については、月1回のパトロールにより確認されており、防火帯の機能に影響を与えるような異常がなかったことを点検記録により確認した。また、工事等のため機器・資機材等を防火帯内に一時的に保管または使用する場合の対応についても社内規定に従い適切に実施されていることを記録等により確認した。なお、防火帯での局所的な雑草の繁茂については、防火帯の機能に影響がないことが評価されていること、速やかに除草工事が実施されていることを記録等により確認した。また、防火帯に可燃物が保管されていないこと、防火帯エリアの表示等が適切に設置されていること、防火帯周辺の状況に異常がないこと等を現場において確認した。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、記録確認、安全運営委員会の傍聴、発電用原子炉施設の巡視、定例試験(3号機充てんポンプ定期切替)の立会等を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

(2) 検査結果

① 保安に関する組織の変更管理に係る検査

本検査項目は、平成29年3月に保安に関する組織が変更され、組織の新設、統廃合

等により業務所掌が変更されたこと、平成29年4月に教育訓練時間の十分な確保を目的に3号機当直体制を5直2交代から6直2交代に変更されたことから、社内規定における責任の明確化、社内規定改正時の変更内容のレビュー、要員確保等の体制の整備が適切に実施されていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果、今回の組織変更については、不適合事象の増加、業務計画における品質目標の未達成等の品質マネジメントシステム上の問題はなかったものの、新規制基準対応による重大事故等発生時の体制の整備や教育訓練等による業務量の増加、1号炉廃止措置計画認可申請に係る対応による業務量の増減等により、各組織間の業務量の偏りが原子力本部での定例テレビ会議等を通じて情報共有され、人的資源の配分、組織変更が決定されたものであることを聴取により確認した。

社内規定の変更管理については、原子力発電所品質保証基準7.2.2に基づき、保安規定変更に伴う社内規定の制定、改正等の反映の必要性の確認依頼が、本店運営グループ及び伊方発電所品質保証課より行われていること、各社内規定を所掌する部課長等により内規等の変更の必要性や変更レビューが実施され、反映が必要な社内規定の改正状況が各部課長により進捗管理され、定められた期限内に改正作業が行われていることを統合型保修管理システム(以下「EAM」という。)等により確認した。また、以下の組織変更を選定し、業務のプロセス、範囲、責任及び権限が社内規定に明確に定められていること、社内規定変更時のレビューが適切に実施されていることを安全運営委員会議事録、EAM等より確認した。

- 安全技術課、人材育成課、土木建築課及び保修統括課が所掌している重大事故等発生時における原子力施設の保全活動を行う要員の力量の維持向上のための教育及び訓練の管理等に関する業務を一元的に管理するため、新設された訓練計画課に統合する
- 文書・システム管理課長が所掌している発電所の文書保存に関する業務を一体的に管理するため、品質保証課長の業務に統合する。
- 発電課長が所掌している定期事業者検査に関する業務を定検検査課長が所掌している定期事業者検査の業務に統合する。
- 定検管理課長が所掌している施設定期検査中の保修、改造に関する工程管理の業務を工程管理課長の業務に統合する。
- 1・2号系統管理課長及び3号系統管理課長が所掌している各号機の系統管理に関する業務を新設する系統管理課長の業務に統合する。また、3号機の系統管理に関する業務の一部を3号機当直長に移管する。
- 新規制基準により追加となった教育訓練を継続的に実施する日数を確保するため、3号機当直体制を5直2交代体制から6直2交代体制に変更する。

保安に関する組織の変更に係る体制の整備の状況については、既存の各業務量及び今後縮小が見込まれる業務量を算定し、各課の定員の見直しが行われ、必要な要員が

配置されていること、3号機当直員については重大事故等発生時の対応に係る力量を要する要員の養成が行われ、必要な要員数が配置されていることを当直勤務表等により確認した。なお、今回の保安に関する組織の変更においては、原子力本部の現在の人的資源の中で対応可能であったため、社長に資源の追加提供を要請していないことを聴取により確認した。

組織変更に係る各課の業務計画については、原子力本部の業務計画基本方針に基づく組織品質目標、個別品質目標に対し実施事項として計画されていることを平成29年度業務計画により確認した。また、今回の組織変更の効果については、3号機当直体制の変更を除きマネジメントレビューのインプットにおいて品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更として年度末に評価されることとしていることを聴取により確認した。3号機当直体制の変更については、交代直数の追加のみで業務内容に特段の変更がないため、品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更では評価されないこととしているが、発電所レビューにおいて教育訓練に係る業務実績等を評価することにより効果を確認することとしていることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 調達管理の実施状況

本検査項目は、保安規定第3条において要求されている調達管理について、事業者と供給者との円滑なコミュニケーションの下、発電所における工事、業務等の委託が、社内規定で定められた調達プロセス、調達要求事項の明確化及び調達製品の検証に基づき適切に実施されていること、特に事業者による供給者の評価が適切に実施されていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果、供給者の管理・評価のうち、契約実績のある供給者については、「調達管理内規」に従い平成27年及び平成28年の供給実績の評価から必要とされる処置がないことが確認されていること、調達実績のない供給者については、供給者の技術的能力の評価を行い能力を有していることが確認されていることを平成27年及び平成28年の「供給者の評価記録」等により確認した。品質保証体制の構築が要求されている供給者については、品質保証計画書の制定又は改正時に事業者が要求する標準品質保証仕様書に適合していることを担当課長が確認・承認していることを「標準品質保証計画書」により確認した。また、供給者に対する品質保証監査、業務委託監査が計画的に実施されており、指摘事項がないことが確認されていること、品質保証活動をより向上させるため改善検討等を要望する事項が供給者に通知されていることを「品質保証監査結果報告書」「保守管理業務委託監査結果報告書」等により確認した。なお、改善検討等を要望する事項に対する供給者での検討結果は、担当課長が内容を評価し、担当部長に報告されていることを「要望事項に対する是正報告の受領について」により確認した。

契約又は検収された工事等の管理については、「伊方3号機パワーセンタ4-3E盤内電気品取替工事」他4件を抜き取りで選定し、調達管理内規に従い購入仕様書に工事の

範囲・内容、設計条件、検査項目、検収条件等が明確に記載されていること、工事中の事業者の立会等の確認が仕様書で定められた工程毎に実施され、検査方法及び判定基準等を定めた検査要領書に従い実施され管理されていること、竣工検査にて調達仕様書を満足していることを確認し、担当部長等の承認を受けて検収されていることを「決定書」「購入仕様書」「工事竣工・評価報告書」等により確認した。

供給者とのコミュニケーションについては、毎日のスクリーニング会議、日常的な担当者からの作業指示時に情報共有を図っている他、定検プロセス管理マニュアルに基づき定期検査期間中の日間工程会議、定検総合会議、反省会等における情報共有、改善事項の抽出及び改善活動が実施されていることを「伊方3号機第13回定検(起動前点検)総合会議」等の議事録及び聴取により確認した。

他事業者発電所における工事用大型クレーンの転倒事象に対する調達管理面での対応状況について確認したところ、伊方発電所での作業安全等について定めた「構内安全統一ルール」において10分間の平均風速が10m/s以上の場合や大雨等の気象条件が悪化する場合は作業中止が記載されていること、作業指示書を承認するにあたり気象条件の悪化が予測される場合には作業時の注意喚起を行う他、作業指示書を承認しない場合もあることを聴取により確認した。この他、平成29年1月25日に防災課長から関係会社・協力会社に対し工事中の安全確保について注意喚起が行われていること、平成29年5月9日に開催された事業者と関係会社・協力会社で構成する安全推進委員会においてクレーン作業の危険防止措置について「構内安全統一ルール」の改正案を提示しており、6月中に改正の予定であることを議事録及び聴取により確認した。なお、他事業者発電所における工事用大型クレーンの転倒事象に対する予防処置の実施状況については、本年4月に本件がニューシア原子力施設情報公開ライブラリーに登録されたことから、保安全管理課から防災課に検討依頼が出されており、防災課にて検討中であることを聴取により確認した。今後の保安検査等において予防処置の実施状況を確認することとする。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③ 保安教育等の実施状況

本検査項目は、保安規定第3条において要求されている原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に対する必要な力量を明確化及び力量を維持するための教育訓練について、社内規定に基づき適切に実施されていることを確認する。特に運転管理、保守管理等の保安業務に従事する要員に対する教育訓練、保安規定第17条の5、第17条の6に基づき実施されている重大事故、大規模損壊等発生時の対応要員に対する教育訓練、保安規定第130条、第131条に基づき実施されている所員及び協力会社従業員に対する教育が適切に実施されていること、これら保安教育等の実施状況が適切に評価され、更なる改善や力量の向上が図られていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

運転管理、保守管理等の保安業務に従事する要員に対する教育訓練についての検

査の結果、運転管理、保守管理等の業務に従事する要員の教育訓練の社内規定である、「細則－8 保守技術技能認定細則」「細則－10 運転員等教育訓練実施細則」「細則－11 発電部技術系要員教育訓練実施細則」等が組織変更等により適切に改正されていることをEAM等により確認した。

保守管理業務に従事する要員の教育訓練については、全体の教育訓練年度計画に基づき保安研修所等での教育訓練を受講後、技能認定条件に基づき保守統括課長により技能認定されていることを「保守技能認定申請書」「保守技術技能認定履歴票」等により確認した。各個人の教育訓練の受講歴、認定級の状況は設備担当課にて管理されていること、年度末には技能認定者の保有状況について評価されていることを「保守技術技能認定履歴票」「平成28年度保守技術認定結果について」により確認した。

運転員の教育訓練については、発電所全体の教育訓練年度計画に従い、発電課において教育訓練の年度計画が作成され、年度計画に基づき各直の教育訓練実施計画及び直内月間教育予定表に展開されることを「平成28年度 運転員等の教育訓練計画」「平成28年度1, 2号機A直教育訓練実施計画」等により確認した。

教育訓練の実施結果は、各個人のカリキュラムの受講履歴として管理されていること、技能認定条件に基づき発電部長により技能認定されていることを「教育訓練受講報告書」等により確認した。年度末には技能認定者の保有状況について評価されていることを「平成28年度技術認定の評価」により確認した。

保守部各課、発電課等の技能認定結果の報告は人材育成課長がとりまとめ、所長まで報告されていることを「平成28年度技能認定結果報告」により確認した。

技能認定級毎の取得状況を保守管理、運転管理、原子燃料管理、放射線・化学管理の業務について確認し、現在保有している技能認定者の人数が最低必要人数を満足していることを「平成28年度保守技術技能認定結果について」「平成28年度運転員技術技能認定者の評価」「平成28年度技能認定結果報告」等により確認した。

次に保安規定第17条の5、第17条の6に基づき実施されている重大事故、大規模損壊等発生時の対応要員に対する教育訓練についての検査の結果、平成28年度第1回保安検査以降「緊急時対応内規」「細則－3 緊急時対応教育訓練細則」「成立性確認訓練マニュアル」等が平成28年度に実施された現場シーケンス訓練等の反映や組織改正等により改正されていることを確認した。重大事故、大規模損壊等発生時の対応要員に対する教育訓練については、基本とする教育訓練、成立性確認訓練等の年度計画が定められ所長の承認を得ていることをEAM及び「平成29年度緊急時対応教育訓練実施計画」等により確認した。

「平成28年度緊急時対応教育訓練実施計画」に基づき実施担当課により個々の実施計画が作成され、教育訓練が実施されていること、実施結果の報告として訓練実施日、受講者、評価結果、改善事項等が安全技術課長に報告されていることを「平成28年度伊方発電所緊急時対応教育訓練(机上教育)実施計画書」及び同実施報告書により確認した。また、力量を維持するための実技訓練が水源確保班、電源確保班等を対象

に実施され、必要な要員数で手順書に従い想定される時間内に作業を完了し、力量が維持されていることを「平成28年度伊方発電所緊急時対応教育訓練(実技訓練 力量維持者)実施報告書」等により確認した。発電課においては、重大事故等および大規模損壊対応教育訓練計画に基づき、各直の年度計画、各月毎の予定表に従い教育訓練が実施され、力量が維持されていることを平成28年度3号機A直の年度計画及び「中央制御室主体の操作に係る訓練実施報告書」等により確認した。

「平成28年度緊急時対応教育訓練実施計画」に従い必要な対象者に教育訓練が実施され、教育訓練項目が全て終了されていること、教育の有効性評価が行われていること、次年度への反映事項が抽出されていることをEAMおよび「平成28年度緊急時対応教育訓練実施報告」により確認した。また、連絡責任者、水源確保班、電源確保班、配管接続班等の力量維持者については訓練計画課にて、また、運転員については発電課により管理されていることを「発電所災害対応要員の力量確認記録」等により確認した。

保安教育の所員及び協力会社従業員に対する教育についての検査の結果、「教育訓練内規」「細則－1保安教育実施細則」「保安教育実施マニュアル」等が組織改正等により改正されていることをEAMにより確認した。

平成28年度の所員への保安教育の実施計画については安全運営委員会で確認され、原子炉主任技術者の確認を得て平成28年3月30日に所長の承認を得ていることを安全運営委員会議事録及びEAMにより確認した。平成28年4月に保安規定の変更に伴い実施計画が一部変更され、原子炉主任技術者の確認を得て所長により承認されていることを確認した。平成28年度保安教育実施計画に基づき教育が実施され、教育の都度、保安教育受講結果が各教育実施責任者(各課長)に報告されていることを「保安教育受講実績」により確認した。年度末には平成28年度の保安教育が適切に実施された報告が各課長から人材育成課長によりとりまとめられ所長に報告されていることをEAMにより確認した。

協力会社への保安教育については、放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、燃料取替の業務に関わる者に対して実施計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、平成28年3月31日に所長により承認を得ていることをEAM及び「平成28年度協力会社の補助業務に関わる保安教育実施計画」により確認した。平成28年4月に保安規定が変更されたことに伴い、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助に従事する者等が追加されたことに伴い実施計画が変更され、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得ていることをEAM等により確認した。実施計画に基づく実施結果については各課長から人材育成課長によりとりまとめられ所長に報告されていることをEAMにより確認した。また、協力会社にて実施されている発電所入所時における安全上必要な教育については、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会っていることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

④ 記録の管理の実施状況に係る検査

本検査項目は、保安規定第3条及び第132条において要求されている記録の管理について、特に年度が改まったことに伴い保管期限を満了した記録の管理及び保管場所を各記録管理部所から資料センター等に移管した記録の管理が社内規定に基づき適切に実施されていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果、保安規定第3条及び第132条において要求されている記録の管理の実施状況については、保管期限を満了した記録の管理及び資料センター等に移管した記録の管理が、社内規定に基づき適切に実施されていることを記録及び現場確認等により確認した。

記録の管理又は保存に係る社内規定である「文書・品質記録管理内規」「保守内規」「工事管理内規」等が、平成28年度第1回保安検査以降において組織変更、記載内容の明確化等に伴い改正されていることを、安全運営委員会議事録及びEAMにより確認した。

平成27年度、平成28年度マネジメントレビューのアウトプットにおいて、記録の管理又は保存に係る事項が含まれているかを確認したところ、平成28年度第2四半期の保安検査において指摘事項となった防火帯パトロールチェックシートの記載不備がマネジメントレビューのインプットになっていたが、適切に処置されており、マネジメントレビューのアウトプットとして記録の管理又は保存に係る事項が抽出されなかったことをマネジメントレビュー結果、「平成28年度伊方発電所における品質保証活動の実施状況」等により確認した。

平成27年度、平成28年度の内部監査において、記録の管理又は保存に係る指摘等の有無、指摘があった場合の処置状況について確認したところ、それぞれ上期及び下期に実施されているシステム監査、重点項目を挙げて行うテーマ監査等の結果、記録の作成・管理に係る指摘等はなかったことを「平成28年度上期テーマ監査結果通知書」等により確認した。

記録の管理において一時的に一部の記録が外部委託されていることを踏まえ、保修統括課等による委託先での記録の管理の確認状況について確認したところ、委託先に対し、年1回の監査により管理状況が確認されていること、記録が識別され保管されていることの確認として現場での確認が行われていることを「平成28年度保守管理業務委託監査結果報告書」等により確認した。

保管状況については、保安規定第132条で定められた記録(実用炉規則第67条に基づく記録)のうち、平成28年度末をもって保存期間を満了した記録の中から熱出力、炉心の中性子束密度、炉心の温度、引継簿、使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置、保安教育の実施計画及び保安教育の実施日時等を選定し、執務室内の書棚、資料室及び資料センターにおいて現場確認し、執務室内の書棚には保存期間を満了した記録が識別されずに保管されていないこと、資料室では保存期間を満了した記録と保存期間内の記録が識別され保管されていること、資料センターにおいては保存期間を満了した記録が適切に廃棄されていることを「資料センター保管書類等廃棄依頼票」等により確認した。

また、平成28年度の資料センターに移管されている記録については、電子化された記録や実際の記録が適切に保管されていることを現場において確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

⑤ 防火帯の管理の実施状況(抜き打ち検査)

本検査項目は、保安規定第17条(火災発生時の体制の整備) 添付2「火災、内部溢水および自然災害対応に係る実施基準」において要求されている防火帯の維持・管理について、社内規定等に従い適切に実施されていることを確認する観点から選定し、抜き打ち検査を実施した。

検査の結果、防火帯の維持・管理を定めた社内規定である「火災防護計画」「防火帯等管理マニュアル」「火災影響評価マニュアル」は、平成28年度第2回保安検査以降において防火帯の一部形状変更に伴い改正されたことをEAMにより確認するとともに、関係箇所に周知されていることを「連絡票」により確認した。

防火帯は、「防火帯等管理マニュアル」に従い、防火帯に可燃物が保管されていないこと、防火帯内の舗装等に異常がないこと、防火帯範囲を示すピン、赤杭及び防火帯注意表示板が設置され異常がないこと、落ち葉や枯れ木等の飛散がないこと等の観点で月1回の頻度で定期的なパトロールが実施されていること、その結果防火帯の機能に影響を与えるような異常がなかったことを平成28年10月から平成29年4月までの点検記録である「防火帯パトロールチェックシート」により確認した。なお、防火帯の機能には影響を与えないが局所的に雑草の繁茂が見受けられたところについては、速やかに除草工事が計画され、実施されていることを工事決定書、計画書及び工事報告書等により確認した。

工事等のため機器・資機材等を防火帯内に一時的に保管または使用する場合は、工事担当課又は協力会社から申請手続きが行われ、防災課が評価の上、許可証を発行する仕組みになっており、現在5件の許可証が発行されていることを聴取により確認した。防火帯内に一時的に保管している期間中は、工事担当箇所が毎日工事終了時に機器・資機材等の管理状態に異常のないことを確認し、1週間の管理状況が防災課に報告され、確認されていることを「防火帯内保管状態チェックシート」により確認した。

伊方発電所の防火帯については、幅35m以上確保することが社内規定で定められており、平成28年10月25日から防火帯の一部形状が変更されていることから防火帯の変更箇所において幅が35m以上確保されていることを「防火帯機能確認成績書」により確認した。

また、可燃物が保管されていないこと、防火帯のエリアを示すピン、赤杭、防火帯注意表示板の設置状況及び防火帯周辺の状況等について異常のないことを現場において確認するとともに、防火帯の一部形状が変更になった箇所についても防火帯が適切に維持・管理されていることを現場において確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

(3)違反事項
なし。

5. 特記事項
なし。

保安検査日程(1/2)

月日	号機	5月8日(月)	5月9日(火)	5月10日(水)	5月11日(木)	5月12日(金)	5月13日(土)	5月14日(日)
午前	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●原子炉施設(3号機タービン建屋)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2号機)の巡視 ●原子炉施設(1, 2号機補助建家)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●原子炉施設(2, 3号機タービン建屋)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●原子炉施設(3号機原子炉補助建屋)の巡視 		
午後	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> ◎保安に関する組織の変更管理に係る検査 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保安に関する組織の変更管理に係る検査 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室(3号機)の巡視 ●定例試験(3号機充てんポンプ定期切替)立会 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○調達管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇防火帯の管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 	
勤務時間外	(1, 2, 3号)				<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 			

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ☆:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(2/2)

月日	号機	5月15日(月)	5月16日(火)	5月17日(水)	5月18日(木)	5月19日(金)
午前	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●原子炉施設(3号機屋外設備)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●原子炉施設(1, 3号機タービン建屋)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●原子炉施設(1号機タービン建屋)の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室(1, 2, 3号機)の巡視 ●チーム会議
午後	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> ◎保安教育等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保安教育等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保安教育等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録の管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●最終会議
勤務時間外	(1, 2, 3号)					

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ☆:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等